

令和6年度 集 団 指 導 資 料

(障害福祉サービス等共通編)



令和7年 3月

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

適切な事業運営のために

<基準条例>（他、解釈通知）

○障害福祉サービス

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（条例第81号）

○障害者支援施設

岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（条例第82号）

○障害児支援施設

岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（条例第79号）

○障害児入所施設

岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第80号）

<報酬告示>（他、留意事項通知）

○障害福祉サービス（施設入所支援を含む。）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

○障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準

令和6年度集団指導資料

（障害福祉サービス等共通編）・目次

日時：令和7年3月13日、3月14日

1	指導監査について	1
2	変更届、廃止・休止届について	2
3	体制等に関する届出書について	3
4	業務管理体制の整備に関する事項の届出等について	4
5	福祉・介護職員（等特定）処遇改善加算について	5
6	障害者虐待防止・身体拘束の適正化について	6
7	新型コロナウイルス感染症対策について	7
8	要配慮者利用施設避難確保計画について	7
9	業務継続計画（BCP）の作成について	8
10	社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について…	8
11	障害福祉サービス等情報公表システムへの事業所情報登録について…	8
12	災害時情報共有システムへの登録について	10
13	障害福祉サービス等事業所における適正な運営の徹底について	10
14	その他の関連情報	10
15	その他の連絡	11
16	参考資料	13

1 指導監査について

障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

1 指導

サービスの内容及び費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な運用を求めるために障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項及び同条第2項または児童福祉法第57条の3第1項、同条第2項、第57条の3の2第1項の規定に基づき実施します。

(1) 集団指導

原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。

なお、集団指導の資料については、資料の配付は行いませんので、事前に岡山市事業者指導課ホームページよりダウンロードの上、印刷して持参していただくようお願いしています。

(2) 運営指導

障害福祉サービス事業者等の事業所において、実地指導担当者が実地により関係書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。

○指導内容について

障害福祉サービス事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び自立支援給付等請求について指導します。（必要に応じて過誤調整を指導する場合があります。）

ア 事前に提出を求める書類等（主なもの）

- ・ 指定障害福祉サービス事業所等指導事前提出資料
- ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・ 組織体制図
- ・ 利用契約書、重要事項説明書の書式
- ・ 指定障害福祉サービス事業者自主点検表（事業運営の手引き）

イ 実地指導日に準備すべき書類等については、実地指導通知文に記載しますが、必要な都度速やかに提示できるよう準備をお願いします。

2 監査

入手した各種情報により、人員・設備及び運営基準等の指定基準違反や、不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づき実施します。

これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

なお、**原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、機動的かつ、より実効性のある方法で行います。**

3 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに報酬等（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

2 変更届、廃止・休止届について

- (1) 指定事業者・施設は、届け出た内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届」を提出することが必要です。

ただし、事業所（施設）の名称・所在地（設置の場所）の変更、定員の増減（定員減は、算定される単位数が増えるものに限る）、共同生活住居の増等に関しては変更予定日の属する月の前月15日までに届け出てください。

《提出する書類》

ア 変更届

イ 添付書類（各サービス編に添付の変更届に係る添付書類一覧表参照）

《変更届出が必要な事項（例）》

ア 事業所の名称及び所在地

イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、職名及び住所

ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）

エ 事業所の平面図

オ 事業所の管理者及びサービス管理責任者（サービス提供責任者・児童発達支援管理責任者）の氏名、生年月日、経歴及び住所

カ 運営規程

キ 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

- (2) 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前（入所施設は3月以上前）までに、届け出てください。

その際、現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置に関しても届出が必要です。

- ア 廃止し、又は休止しようとする年月日
- イ 廃止し、又は休止しようとする理由
- ウ 現にサービスを受けている者に関する次の事項
 - (ア)現にサービスを受けている者に対する措置
 - (イ)現にサービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者番号及び引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出書
 - (ウ)引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の障害福祉サービス事業所の名称
- エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

《提出する書類》

- ア 廃止・休止・再開届出書
- イ 現にサービスを受けている者に対する措置等を記したリスト

3 体制等に関する届出書について

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び 基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」平成 18 年障発第 1031001 号）

(1) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始します。

(2) 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日（居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）から加算等の算定を行わないものとします。

また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然ですが、悪質な場合には指定の取消し等をもって対処します。

《提出する書類》

- ア 変更届出書
- イ 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（指定障害児支援に要する費用の額の算定に係る体制等に関する届出書）
- ウ 体制等状況一覧表
- エ 加算の算定に必要な添付書類（変更届に係る添付書類確認表（障害福祉サービス）、加算等に係る添付書類確認表（障害児通所）参照）

4 業務管理体制の整備に関する事項の届出等について

障害福祉サービス等事業者の業務管理体制

- (1) 平成24年4月1日から、障害者（児）施設・事業者（以下「事業者」という。）には、法令遵守等の業務管理体制の整備（法令遵守責任者の選任等、業務管理体制の届出）が義務付けられました。
- これにより、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を遅滞なく関係行政機関に届け出ることとされています。
- 各事業者におかれましては、法令遵守責任者の選任等だけでなく、業務の執行状況を点検し、法令順守に取り組んでください。
- なお、実地指導の際に業務管理体制について検査を行います。
- (2) すでに届け出た事項に変更があった場合又は事業所等の新規指定・廃止等により届け出るべき事項に変更があった場合についても、届出事項の変更に係る届出書を提出することが必要です。

《変更届が必要な事項》

- ア 法人の種別、名称
- イ 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- ウ 代表者の氏名、生年月日
- エ 代表者の住所、職名
- オ 事業所名称等及び所在地
- カ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- キ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ク 業務執行の状況の監査の方法の概要

区 分	届 出 先
① 事業所が二以上の都道府県に所在する 事業者	厚生労働省本省
② すべての事業所が一の市町村・指定都 市(岡山市)の区域に所在する事業者	岡山市
③ ①及び②以外の事業者	岡山県(各県民局健康福祉部健康福祉課)

5 福祉・介護職員(等特定)処遇改善加算について

1 令和7年度福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定について

- (1) 令和7年4月または5月から処遇改善加算等を算定しようとする事業者は、令和7年4月15日(火)【予定】までに提出してください。
- (2) 処遇改善加算等については、新たに算定を受けようとする月の前々月の末日が提出期限となっています。年度の途中から算定を受ける場合は、ご注意ください。
なお、相談支援は算定対象外サービスです。

2 令和6年度福祉・介護職員(等特定)処遇改善加算の実績報告について

- (1) 令和6年度に当該加算を算定している事業者は、令和7年7月末日までに、実績報告書を提出してください。
- (2) 実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額(加算総額)を下回った場合、加算の算定要件を満たしていないため、全額返還となります。(差額の返還ではない。) また、実績報告を提出しない場合も全額返還となるので、必ず期限までに提出してください。
- (3) 仮に現時点で、賃金改善所要額が加算による収入額(加算総額)を下回っている場合は、一時金や賞与として追加支給してください。

3 福祉・介護職員処遇改善加算の届出及び実績報告にかかる留意点について

- (1) 賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから、対象とする賃金項目を特定した上で行いますが、賃金改善を行う項目については明確に周知してください。

また、特定した賃金項目を含め、特段の事情なく賃金水準を引き下げることにはできません。

○福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（抜粋）

賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、9(2)（特別事情届出書）の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

- (2) 非正規職員として勤務していた者を、正規職員に転換した場合、転換したことに伴う給与の増加分は賃金改善額には含まれません。同様に、職員を増員した場合の増員分の賃金も賃金改善額には含まれません。

平成21年12月21日付け「介護職員処遇改善交付金説明会資料」P36

（問62）平成21年3月まで非正規職員として勤務していた者を、同年4月以降に正規職員に転換した場合、これに伴う給与の増加分は、賃金改善額と考えてよいのか。

（答）よくない。平成21年3月までの賃金算定ルールを、当該職員に適用した場合の給与（言い換えれば、当該職員が、平成21年3月以前に正規職員として勤務していたと仮定した場合の給与）と比較し、増加していれば、その増加分のみが賃金改善額と考えられる。

- (3) 加算を取得した事業者は、賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、賃金改善の実施に要する費用に含まれません。

6 障害者虐待防止・身体拘束等の適正化について

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法」）が施行されました。障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対して虐待防止の責務を定めるとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を定めています。

《虐待防止の取組（設置者・管理者向け）》

- ア 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用可）を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底すること。
- イ 虐待防止のための指針を整備すること。

- ウ 従業者に対し定期的な研修を実施し、自らは虐待防止のための研修を積極的に受講。
特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を必ず読むこと。
- エ 従業者が虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、利用者の状態の変化や家族の態度等の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努めさせる。
- オ 密室化した場所を極力作らない。
- カ 虐待を受けたと思われる者を発見した場合は、市町村の窓口に通報する。

《身体拘束等の適正化の取組（設置者・管理者向け）》

- ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用可）を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底すること。
- イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスの感染がまだまだ続いています。引き続き感染対策の徹底をお願いします。事業所の利用者または従業者の感染が一定基準に達した場合、また、休業した場合には、事業者指導課障害事業者係に電子メールにて報告してください。

【提出先】

電子メール：syoun-jigyoun@city.okayama.lg.jp

郵送：〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課障害事業者係

8 要配慮者利用施設避難確保計画について

以下の3つの条件をすべて満たす施設は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。提出がまだの作成対象事業所は、岡山市下水道河川計画課河川防災室のホームページをご確認いただき、至急作成してください。

- ・要配慮者利用施設（通所、入所または入居）
- ・水防法による指定河川の洪水浸水想定区域に立地 または 土砂災害警戒区域に立地
- ・「岡山市地域防災計画」に掲載された施設

岡山市河川防災室のホームページに「要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練は義務です（記事ID29491）」が掲載されています。

作成されましたら、事業者指導課障害事業者係宛に郵送で提出してください。

【提出先】

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課障害事業者係

9 業務継続計画(BCP)の策定について

感染症や自然災害が発生した場合であっても、障害福祉サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続計画(BCP)の策定は、令和6年4月1日から義務化されています。未策定の場合は必ず策定してください。

なお、厚生労働省のホームページ(以下URL)に業務継続計画作成支援に関する研修動画、ガイドライン、様式のひな形等が掲載されていますので、必要に応じてご覧ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

10 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

平成30年7月豪雨等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生したことから、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化したところです。

社会福祉施設等においては、高齢者、障害児者等の日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講ずることが重要です。

避難確保計画や業務継続計画の策定、避難訓練の実施等、社会福祉施設等の災害対策に万全を期するようお願いしているところですが、点検すべき事項について、ライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに飲料水、食料等の備蓄など必要な対策を行うようにお願いします。

11 障害福祉サービス等情報公表システムへの事業所情報登録について

平成30年から、福祉医療機構が運営するサイト(ワムネット)に事業所情報を登録するとともに、1年ごと(例年5月～7月)に情報を更新することが義務付けられています。未登録あるいは入力内容不足等の理由で公表に至っていない事業所は、早急に情

報公開に向けた作業を実施してください。

なお、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」が新設されました。

また、施行規則において、指定更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することになりました。

※障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

○所定単位の10%を減算

【療養介護、障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設】

○所定単位の5%を減算

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）】

障害福祉サービス等情報公表システム ログインページ

URL : <https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

【注意事項】

・新規開設の事業所については、事業者指導課において新設事業所の基本情報を設定した後、システム経由でメールにて通知します。

・ログイン用ID（運営法人ごとに付与）が不明の場合は、電子メールに法人名、事業所名、事業所番号、担当者名、連絡先を記入し、岡山市事業者指導課障害事業者係まで送信してください。後日、システム経由でメールを返信します。パスワードのみが不明な場合は、ログインページ中にパスワード初期化するためのリンクがありますので、そちらをクリックしてください。

・作業を実施する際は「障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板」に掲載されているマニュアルやトラブルシューティング等をご確認ください。

URL : <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyoy/>

・情報登録に際しては、「あり」又は「なし」の選択を全項目登録してください。また、

営業時間や苦情連絡先など、利用者側に有用となる情報は積極的に登録してください。

・電話による問い合わせについては、担当者がシステムへの入力状況を確認したのち、折り返し連絡します。「33」から始まる事業所番号（10桁）をお知らせください。

12 災害時情報共有システムの登録について

災害時情報共有システムは、災害発生時における障害福祉サービス事業所の被害状況等の情報を自治体・国の間で共有するためのシステムです。災害の発生が想定される度に災害時情報共有システムを通じて各事業所宛てに被災状況の報告を依頼するメールが送信されます。災害時情報共有システムを利用するには、福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム（ワムネット）」に事業所のアドレスを登録する必要があります。事業所のメールアドレス等の基本情報の入力が未対応の事業所は早急に対応してください。（別添参考資料「災害時情報共有システムをご利用ください！」参照）

13 障害福祉サービス等事業所における適正な運営の徹底について

- 1 通知発出日：令和7年1月16日
- 2 通知対象：市内障害福祉サービス等事業所 約1,300事業所
- 3 内容：市内の指定障害児通所支援事業者が不正請求、虚偽の報告を行った事実が認められたため、当該事業者に係る指定の取り消しを行いました。今後、このような不祥事が発生することのないよう事業運営についての再点検を行い、法人役員・管理者を含む事業所の全職員に対して法令遵守の周知徹底を図り、適正な事業運営の確保に万全を期すよう通知を発出しました。

14 その他の関連情報

- 1 「障害者差別解消法が改正されました」〈パンフレット〉※令和6年4月1日義務化事業者による「合理的配慮」の提供が「努力義務」から「義務」になりました。
(参考資料P43)
- 2 岡山労働局からの「最低賃金」について、ポスターを掲載しています。
(参考資料P44)

3 18歳から大人

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。親の同意がなくても契約をすることができるようになり、消費者被害が拡大する懸念があります。事業所内にもポスターを掲示する等、教育、啓発にご協力をお願いします。(参考資料P46)

消費者庁が「18歳から大人」特設ページを公開しています。

「18歳から大人」特設ページ(消費者庁HP)

URL:https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/

4 岡山県障害福祉課からの周知依頼

相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修について、ご案内を掲載しています。(参考資料P49)

また、令和7年度版のサービス管理者・児童発達支援管理責任者更新研修の受講年限の詳細についてもご確認ください。(参考資料P51)

15 その他の連絡

1 疑義照会(質問)について

今回の集団指導に係る内容についての疑義照会・質問等については、「質問票」によりFAXにて送信してください。

※様式は参考資料(P52)にあります。

2 厚生労働省からの通知等について

厚生労働省から発出される通知等については、随時、電子メールで周知していきます。

また、通知等の内容によっては、記載内容を変更する場合があります。その場合も電子メールでお知らせしますので、随時確認をお願いします。

3 事故報告の提出について

サービス提供中に利用者に事故が発生した場合は、必要な措置を迅速に講ずるとともに、速やかに、利用者の家族、岡山市事業者指導課、支給決定市町村に連絡・報告を行ってください。「障害者・障害児事業者 利用事故報告書(記事ID7709)」に報告すべき事故の範囲を示していますので、ご確認ください。

4 事業者指導課来課時の注意事項について

- 1 各種申請・ご相談の際、担当者と個別の相談・協議等が必要な場合は、指定申請時と同様、事前に担当者に連絡の上、来課日時を予約してください。

※実地指導等で担当者が不在の場合、お越しいただいても、担当者以外の職員では対応しかねることがあります。

2 申請書類等は、受付時にその場で全てを確認できません。

いったん申請書類等を受領した後、その内容を審査し、補正等をお願いする場合には、後日、担当者から連絡いたします。

3 K S B会館には、当課への来客用駐車場はありません。

車でお越しの場合は、必ず市役所の駐車場（市役所総合案内等で割引処理することにより 1 時間無料）や近隣のコインパーキング等をご利用ください。

※当課にご用の方が、K S B会館構内や近隣の月極駐車場へ駐車した場合は、全て迷惑駐車扱いとなりますので、ご注意ください。

(参 考 資 料)

●令和7年度の「障害福祉サービス等処遇改善計画書」に係る 提出期限について	14
●障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に対する 支援等に関する法律の概要	15
●令和5年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への 対応状況等（調査結果）	16
●厚生労働省 障害者虐待対応調査 経年グラフ	18
●令和5年度岡山県施設従事者による虐待の状況	20
●新型コロナウイルス感染症 発生時の報告について	31
●災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要	32
●水防法・土砂法の改正について【施設向け】	33
●社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について	35
●災害時情報共有システムをご利用ください！	41
●障害者差別解消法の改正について	43
●県最低賃金ポスター	44
●18歳から大人 啓発チラシ	46
●指定障害児通所支援等の適正な運営について（通知）	48
●相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修について	49
●サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修 受講年限確認表	51
●質問票	52
●利用者事故等発生時の対応について	53
●利用者事故等報告書記入例	56
●事業者指導来課時の注意事項について	57
●岡山市公式LINEによる障害者向け情報の公開、及び岡山市自立支援協議会 ホームページ「え～んじゃネット」への事業所情報の掲載・更新について	58
●児童発達支援、放課後等デイサービスの利用日数拡充について	66
●医療的ケア児一時預かり事業	67

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 14 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉・児童福祉主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和 7 年度の福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に係る
処遇改善計画書の提出期限について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和 7 年度における福祉・介護職員等処遇改善加算については、令和 7 年 1 月 30 日に開催された第 145 回社会保障審議会障害者部会及び第 10 回こども家庭審議会障害児支援部会においてお示ししたとおり、介護分野と同様に、要件の弾力化を検討しています。

見直し後の様式等については 2 月中を目途にお知らせする予定ですが、要件弾力化の周知期間等を考慮し、福祉・介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書の提出については、通常、この加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととしているところですが、令和 7 年 4 月及び 5 月分を算定する場合は、同年 4 月 15 日までに行うこととする予定です。

つきましては、各自治体におかれては、管内の障害福祉サービス事業所等に周知いただくとともに、福祉・介護職員等処遇改善加算の申請受付について御対応いただきますようお願いいたします。

なお、令和 7 年 6 月以降の福祉・介護職員等処遇改善加算の申請については、通常どおり、この加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととする予定です。

(本件連絡先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 評価・基準係
電 話：03-5253-1111（内線 3036）

障害者虐待の防止、障害者の養護等に関する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

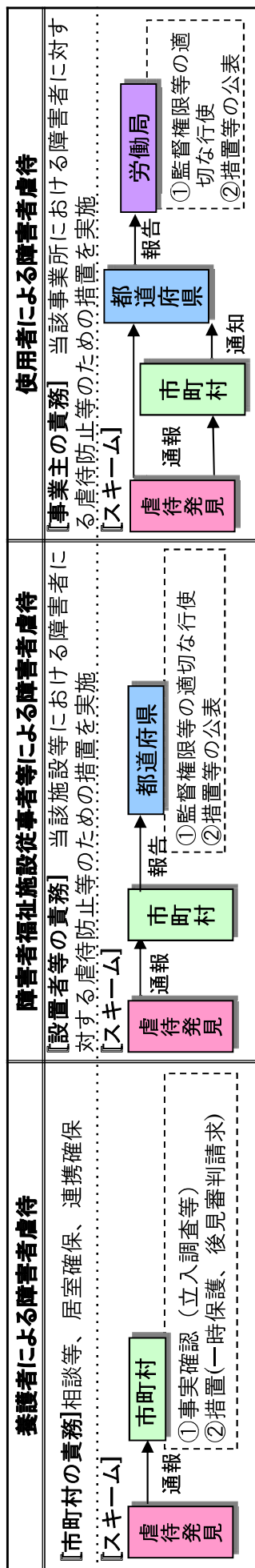
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等と鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等の定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

報道関係者 各位

令和 6 年 12 月 25 日

【照会先】

社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

室長 羽野 嘉朗 (内線 3005)

室長補佐 杉渕 英俊 (内線 3041)

(代表) 03 (5253) 1111

(直通) 03 (3595) 2500

令和 5 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

厚生労働省では、令和 5 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。これは、障害者虐待防止法（平成24年10月 1 日施行）を受け、各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を毎年度明らかにするものです。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	(参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への 相談・通報件数	9,972 件 (8,650 件)	5,618 件 (4,104 件)	1,512 事業所 (1,230 事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	2,283 件 (2,123 件)	1,194 件 (956 件)	447 件 (430 件)
被虐待者数	2,285 人 (2,130 人)	2,356 人 (1,352 人)	761 人 (656 人)

(注 1) 上記は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで)のもの。

(注 2) 都道府県労働局の対応については、令和 6 年 9 月 4 日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、「市区町村等による虐待判断件数」は「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。）

【参考資料】

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2-1 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞経年グラフ
- 2-2 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞経年グラフ
- 3-1 令和 5 年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞
- 3-2 令和 5 年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞
- 4 令和 5 年度 障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査 結果報告書

【主なポイント】

＜養護者による障害者虐待＞

- 相談・通報件数は、9,972 件（対前年度 1,322 件（15.3%）増）。
虐待判断件数は、2,283 件（対前年度 160 件（7.5%）増）。
被虐待者数は、2,285 人（対前年度 155 人（7.3%）増）。
- 相談・通報者の内訳は、警察の 5,243 件（52.6%）が最も多く、次いで本人による届出 1,138 件（11.4%）、施設・事業所の職員 1,095 件（11.0%）、相談支援専門員 1,048 件（10.5%）の順に多い。相談・通報件数に占める警察の割合は年々増加しており、前年度の 50.9%から 1.7 ポイント増加した。
- 虐待行為の類型は、身体的虐待の 1,542 件（67.5%）が最も多く、次いで心理的虐待 730 件（32.0%）、経済的虐待 376 件（16.5%）、放棄・放置 255 件（11.2%）、性的虐待 52 件（2.3%）の順に多い。
- 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度は、軽度が 1,753 件（59.3%）、中度が 876 件（29.6%）、重度が 326 件（11.0%）であった。
- 被虐待者の障害種別は、知的障害の 1,044 人（45.7%）が最も多く、次いで精神障害の 1,015 人（44.4%）、身体障害の 384 人（16.8%）の順に多い。
- 虐待者の続柄は、母の 609 人（24.8%）が最も多く、次いで父 581 人（23.7%）、夫 395 人（16.1%）の順に多い。
- 虐待の発生要因は、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」（43.0%）が最も多く、次いで「虐待者が虐待と認識していない」（41.3%）、「虐待者の知識や情報の不足」（23.7%）、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」（23.3%）の順に多い。
- 被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数は、773 人（33.8%）。
- 虐待による死亡事例は、1 人。

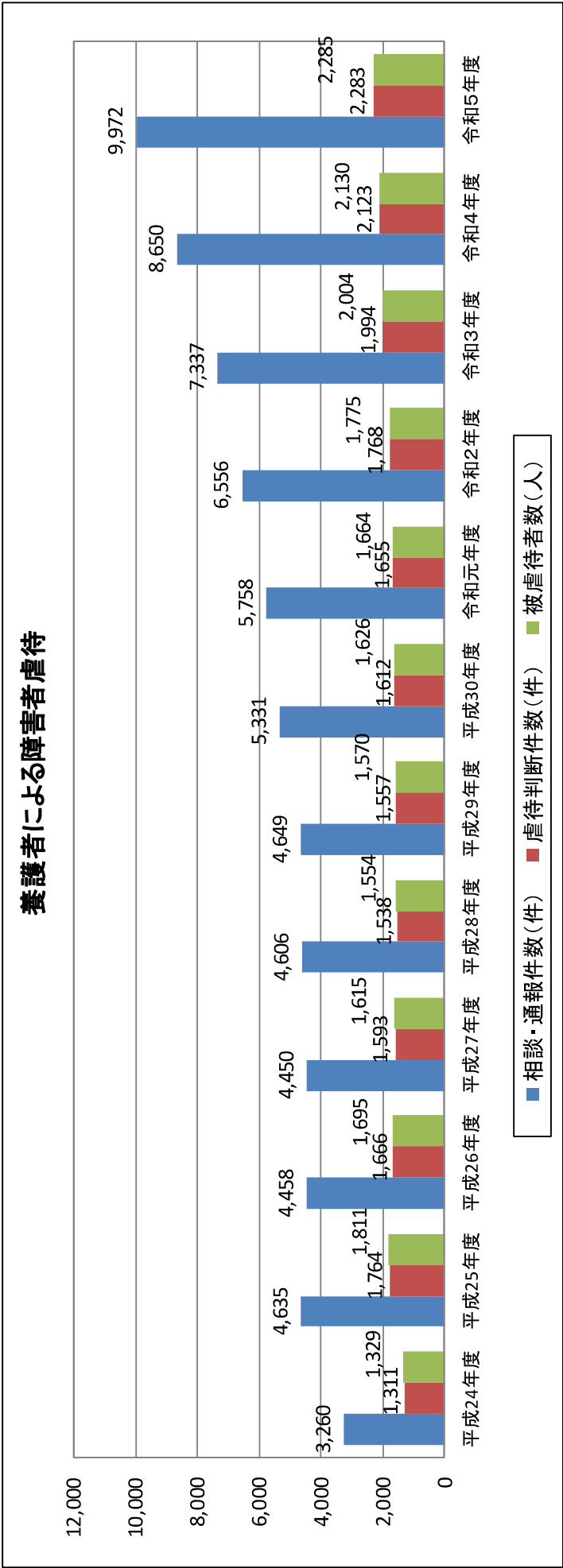
＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

- 相談・通報件数は、5,618 件（対前年度 1,514 件（36.9%）増）。
虐待判断件数は、1,194 件（対前年度 238 件（24.9%）増）。
被虐待者数は、2,356 件（対前年度 1,004 人（74.3%）増）。
- 相談・通報者の内訳は、当該施設・事業所職員の 1,175 件（20.9%）が最も多く、次いで当該施設・事業所設置者・管理者 809 件（14.4%）、本人による届出 804 件（14.3%）の順に多い。当該施設・事業所の職員・管理者が自ら通報する事案は全体の 35.3%を占める。
- 虐待行為の類型は、身体的虐待の 620 件（51.9%）が最も多く、次いで心理的虐待 573 件（48.0%）、性的虐待 131 件（11.0%）、経済的虐待 97 件（8.1%）、放棄・放置 82 件（6.9%）の順に多い。
- 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度は、軽度が 1,040 件（69.2%）、中度が 346 件（23.0%）、重度が 117 件（7.8%）となっている。
- 被虐待者の障害種別は、知的障害の 1,751 人（74.3%）が最も多く、次いで精神障害の 446 人（18.9%）、身体障害の 444 人（18.8%）の順に多い。
- 虐待者の職種は、生活支援員の 562 件（41.8%）が最も多く、次いで管理者 146 件（10.9%）、世話人 136 件（10.1%）、サービス管理責任者 91 件（6.8%）の順に多い。
- 虐待の発生要因は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」（65.4%）が最も多く、「職員のストレスや感情コントロールの問題」（55.6%）、「倫理観や理念の欠如」（54.6%）の順に多い。
- 施設・事業所の種別は、共同生活援助の 338 件（28.3%）が最も多く、次いで障害者支援施設 244 件（20.4%）、生活介護 152 件（12.7%）、放課後等デイサービス 146 件（12.2%）の順に多い。
- 障害者総合支援法等の規定による権限の行使等では、改善命令以上の行政処分が 52 件と対前年度 30 件増加した。
- 虐待による死亡事例は、1 人。

1. 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和5年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は9,972件であり、令和4年度から1,322件(15.3%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は2,283件であり、令和4年度から160件(7.5%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,285人であり、令和4年度から155人(7.3%)増加。

養護者	平成										令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972		
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283		
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,666	1,538	1,554	1,570	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285		

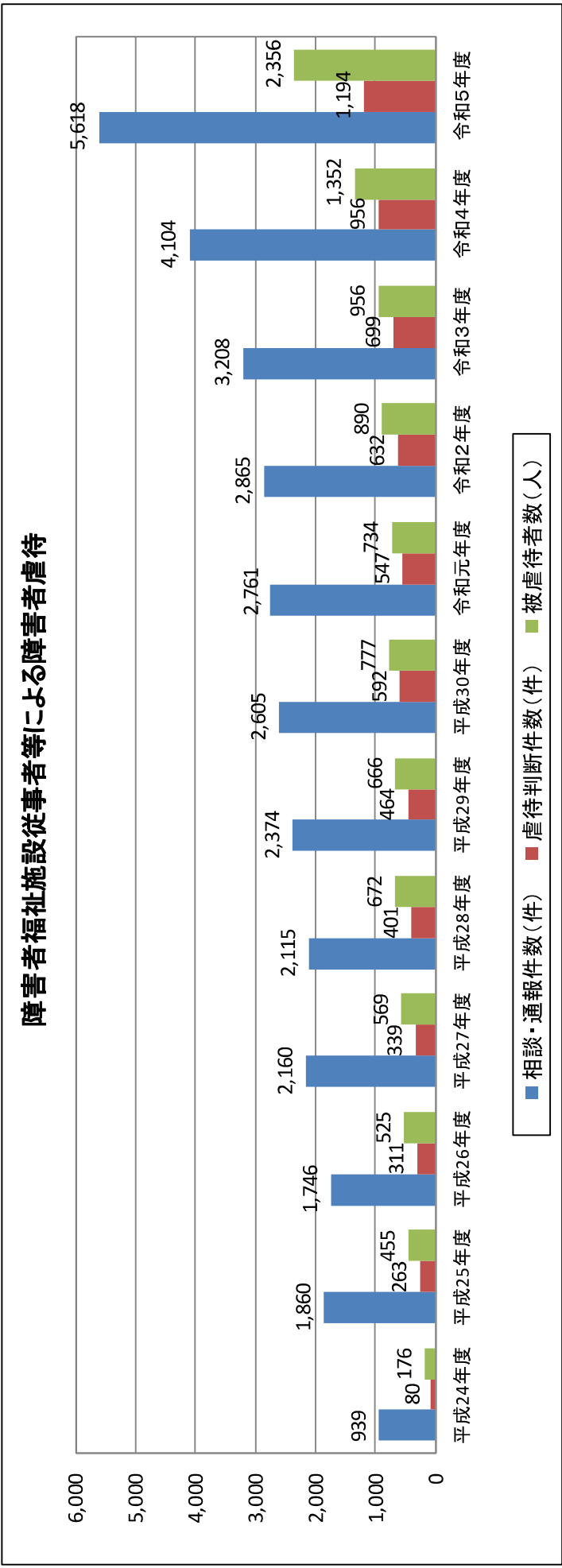


2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和5年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,618件であり、令和4年度から1,514件(36.9%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は1,194件であり、令和4年度から238件(24.9%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,356人であり、令和4年度から1,004人(74.3%)増加。

障害者福祉施設従事者等	平成										令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618			
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194			
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	777	734	890	956	1,352	1,956	2,356			

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和5年度における施設従事者等による虐待の状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律及び児童福祉法に基づき、令和5年度における施設従事者等による虐待の状況等について、次のとおり公表する。

1 障害者福祉施設等

県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実確認件数 27件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性 別	① 女性（1人）	② 女性（1人）	③ 女性（1人）
	年齢階級	10～14 歳	40～44 歳	40～44 歳
	障害種別	知的障害	知的障害	身体障害
虐待の類型		性的虐待	身体的虐待	心理的虐待
施設等の種別		放課後等デイサービス	共同生活援助	短期入所
虐待を行った従事者等の職種		保育士（1人）	世話人（1人）	看護職員（2人）
虐待に対して採った措置		虐待事案の検証、改善計画の作成等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導

被虐待者の状況	性 別	④ 女性（1人）	⑤ 女性（1人）	⑥ 女性（1人）
	年齢階級	60～64 歳	35～39 歳	50～54 歳
	障害種別	精神障害	知的障害	知的障害
虐待の類型		心理的虐待	性的虐待	心理的虐待
施設等の種別		居宅介護	共同生活援助	共同生活援助
虐待を行った従事者等の職種		居宅介護従業者（1人）	法人代表取締役兼生活支援員（1人） 世話人（1人）	世話人（1人）
虐待に対して採った措置		虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	再発防止策の検討、職員研修の実施等を指導

被虐待者の状況	性 別	⑦ 女性（１人）	⑧ 女性（１人）	⑨ 男性（１人）
	年齢階級	30～34 歳	55～59 歳	25～29 歳
	障害種別	身体障害 知的障害 精神障害	知的障害	身体障害 精神障害
虐待の類型		身体的虐待 心理的虐待	経済的虐待	身体的虐待 心理的虐待
施設等の種別		居宅介護	就労継続支援Ａ型	共同生活援助
虐待を行った従事者等の職種		居宅介護従業者（１人）	管理者兼サービス管理責任者（１人）	世話人（１人）
虐待に対して採った措置		虐待防止に必要な体制整備、再発防止策の検討等を指導	虐待防止に必要な体制の整備、委員会の開催等を指導	委員会の開催、再発防止策の検討、改善計画の作成等を指導

被虐待者の状況	性 別	⑩ 女性（１人）	⑪ 男性（４人）	⑫ 男性（１人）
	年齢階級	20～24 歳	20～24 歳（１人） 40～44 歳（１人） 60～64 歳（２人）	55～59 歳
	障害種別	身体障害 精神障害	身体障害（２人） 知的障害（１人） 精神障害（２人）	知的障害
虐待の類型		心理的虐待	心理的虐待 経済的虐待	身体的虐待
施設等の種別		共同生活援助	共同生活援助	障害者支援施設
虐待を行った従事者等の職種		生活支援員（１人） 管理者兼世話人（１人）	生活支援員（１人）	生活支援員（２人）
虐待に対して採った措置		虐待防止に必要な体制整備等を指導	虐待防止に必要な体制整備等を指導	虐待事案の検証、改善計画の作成等を指導

被虐待者の状況	性 別	⑬ 女性（１人）	⑭ 男性（１人）	⑮ 男性（１人）
	年齢階級	35～39 歳	25～29 歳	60～64 歳
	障害種別	知的障害	知的障害	身体障害
虐待の類型		性的虐待	身体的虐待	身体的虐待
施設等の種別		障害者支援施設	障害者支援施設	障害者支援施設
虐待を行った従事者等の職種		生活支援員（１人）	生活支援員（１人）	生活支援員（１人）
虐待に対して採った措置		虐待防止に必要な体制整備、虐待事案の検証等を指導	虐待事案の検証、改善計画の作成等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施体制の見直し等を勧告

被虐待者の状況	性 別	⑯ 女性（１人）	⑰ 男性（１人） 女性（１人）	⑱ 男性（１人） 女性（１人）
	年齢階級	35～39 歳	20～24 歳（１人） 50～54 歳（１人）	20～24 歳（１人） 45～49 歳（１人）
	障害種別	知的障害	知的障害	知的障害（２人） 精神障害（１人）
虐待の類型		身体的虐待 心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待
施設等の種別		共同生活援助	就労継続支援Ａ型	共同生活援助
虐待を行った従事者等の職種		世話人（２人）	生活支援員（１人）	目標工賃達成指導員（１人） 生活支援員（２人）
虐待に対して採った措置		虐待防止に必要な体制整備、勤務体制の確保等を勧告	虐待防止措置の実施、職員研修の実施体制の見直し等を勧告	通報義務の周知徹底、職員研修の実施体制の見直し等を勧告

被虐待者の状況	性 別	⑱ 女性（２人）	⑳ 男性（２人） 女性（３人）	㉑ 男性（１人）
	年齢階級	40～44 歳（２人）	20～24 歳（１人） 25～29 歳（１人） 30～34 歳（２人） 40～44 歳（１人）	65 歳以上
	障害種別	知的障害（２人） 精神障害（１人）	知的障害（５人）	身体障害 知的障害
虐待の類型		心理的虐待	心理的虐待 放棄・放置	性的虐待 心理的虐待
施設等の種別		就労継続支援Ｂ型	就労継続支援Ｂ型	障害者支援施設
虐待を行った従事者等の職種		職業指導員（１人）	管理者（１人） サービス管理責任者（１人） 生活支援員（１人）	生活支援員（１人）
虐待に対して採った措置		虐待を受けた利用者へのアフターケア、職員研修の実施体制の見直し等を勧告	虐待防止に必要な体制整備、虐待事案の検証等を指導	虐待防止に必要な体制整備、改善計画の作成等を指導

被虐待者の状況	性 別	㉒ 女性（１人）	㉓ 女性（１人）	㉔ 女性（１人）
	年齢階級	65 歳以上	30～34 歳	40～44 歳
	障害種別	知的障害	知的障害	身体障害
虐待の類型		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待
施設等の種別		共同生活援助	共同生活援助	障害者支援施設
虐待を行った従事者等の職種		生活支援員（１人）	生活支援員（１人）	看護職員（１人）
虐待に対して採った措置		虐待防止措置の徹底、職員研修の実施体制の見直し等を指導	虐待防止に必要な体制整備、再発防止策の検討等を指導	虐待防止に必要な体制整備、虐待事案の検証等を指導

被虐待者の状況	性 別	㉕ 女性（１人）	㉖ 男性（１人）	㉗ 女性（１人）
	年齢階級	35～39 歳	5～9 歳	30～34 歳
	障害種別	精神障害	精神障害	知的障害 精神障害
虐待の類型		心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	性的虐待 心理的虐待
施設等の種別		相談支援	放課後等デイサービス	共同生活援助
虐待を行った従事者等の職種		相談支援専門員（１人）	児童指導員（１人）	世話人（１人）
虐待に対して採った措置		虐待防止に必要な体制整備を指導	虐待防止措置の実施、職員研修の実施等を勧告	虐待防止措置の実施、職員研修の実施体制の見直し等を勧告

※障害種別には重複がある。

（参考）令和５年度 障害者虐待の通報・届出とその確認の状況

（単位：件）

		障害者福祉施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備 考
通報・届出件数		1 1 8	1 2 0	2 3 8	
うち障害者虐待		2 7	5 1	7 8	
区 分 別 内 訳	身体的虐待	9	2 2	3 1	
	性的虐待	6	1	7	
	心理的虐待	1 7	2 1	3 8	
	放棄・放置	1	1 6	1 7	
	経済的虐待	2	2 0	2 2	

※区分別内訳には重複がある。

2 養介護施設等

県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実確認件数 28件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性 別	① 男性（1人） 女性（2人）	② 不明	③ 女性（1人）
	年齢階級	80～84 歳（1人） 90～94 歳（2人）	不明	85～89 歳
	要 介 護 状 態	要介護3	不明	要介護4
虐待の類型		身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待
施設等の種別		特別養護老人ホーム	地域密着型 特別養護老人ホーム	認知症対応型共同生活 介護
虐待を行った 従事者等の職 種		介護職員（1人）	介護職員（1人）	介護職員（1人）
虐待に対して 採った措置		職員に対する再発防止 のための指導及び研修 計画に従い研修を実施 すること等を指導	虐待防止検討委員会で 改善計画を作成し報告 すること等を指導	虐待防止研修計画に従 い研修を行うこと及び 研修の実施記録を提出 することを指導

被虐待者の状況	性 別	④ 女性（1人）	⑤ 男性（1人）	⑥ 女性（1人）
	年齢階級	90～94 歳	85～89 歳	90～94 歳
	要 介 護 状 態	要介護3	要介護1	要介護5
虐待の類型		心理的虐待	心理的虐待	身体的虐待
施設等の種別		地域密着型 特別養護老人ホーム	認知症対応型共同生活 介護	認知症対応型共同生活 介護
虐待を行った 従事者等の職 種		介護職員（1人）	介護職員（1人）	介護職員（1人）
虐待に対して 採った措置		入居者・職員に対する虐 待事象の有無の確認及 び法人として再発防止 に努めること等を指導	入居者・職員に対する虐 待事象の有無の確認及 び法人として再発防止 に努めること等を指導	全従業者に対し、虐待再 発防止の対策を講じ、報 告すること等を指導

被虐待者の状況	性 別	⑦ 男性（２人） 女性（１４人）	⑧ 女性（１人）	⑨ 女性（１人）
	年齢階級	75～79 歳（６人） 80～84 歳（４人） 85～89 歳（２人） 90～94 歳（１人） 95～99 歳（３人）	85～89 歳	80～84 歳
	要 介 護 状 態	要介護１（３人） 要介護２（１人） 要介護３（５人） 要介護４（５人） 要介護５（２人）	要介護４	要介護４
虐待の類型		身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待
施設等の種別		認知症対応型共同生活 介護	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活 介護
虐待を行った 従事者等の職 種		経営者・開設者（１人） 介護職員（４人）	介護職員（１人）	介護職員（１人）
虐待に対して 採った措置		指定の一部の効力（新規 利用者の受入れ）の停止 ６ヶ月の行政処分	虐待防止委員会の結果 を周知すること及び職 員のストレスケア研修 を実施することを指導	虐待防止委員会で本案 件を協議し、職員に周知 すること及び研修開催 の計画策定等を指導

被虐待者の状況	性 別	⑩ 男性（１人） 女性（２人）	⑪ 女性（１人）	⑫ 男性（１人）
	年齢階級	80～84 歳（２人） 90～94 歳（１人）	75～79 歳	80～84 歳
	要 介 護 状 態	要介護３（２人） 要介護４（１人）	要介護４	要介護３
虐待の類型		心理的虐待	介護等放棄	身体的虐待
施設等の種別		特別養護老人ホーム	地域密着型 特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
虐待を行った 従事者等の職 種		介護職員（１人）	介護職員（１人）	看護職員（１人）
虐待に対して 採った措置		虐待防止委員会で協議 し、その結果を職員に周 知徹底すること等を指 導	再発防止策を講じるこ とを指導	身体的拘束等適正化委 員会で協議し、職員に周 知徹底すること及び研 修の開催等を指導

被虐待者の状況	性 別	⑬ 女性（１人）	⑭ 女性（１人）	⑮ 男性（１人）
	年齢階級	80～84 歳	75～79 歳	90～94 歳
	要 介 護 状 態	要介護 1	要介護 1	要介護 5
虐 待 の 類 型		心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待
施設等の種別		認知症対応型共同生活介護	介護老人保健施設	特別養護老人ホーム
虐待を行った従事者等の職種		介護職員（３人）	介護職員（１人）	介護職員（１人）
虐待に対して採った措置		研修を全職員に定期的に行うこと及び風通しの良い職場作りの検討等を指導	高齢者虐待防止研修の定期的な実施等を指導	高齢者虐待防止研修の定期的な実施等を指導

被虐待者の状況	性 別	⑯ 女性（１人）	⑰ 男性（４人） 女性（４人）	⑱ 女性（２人）
	年齢階級	90～94 歳	75～79 歳（１人） 80～84 歳（１人） 85～89 歳（１人） 90～94 歳（４人） 95～99 歳（１人）	90～94 歳（１人） 95～99 歳（１人）
	要 介 護 状 態	要介護 2	要介護 3（２人） 要介護 4（５人） 要介護 5（１人）	要介護 5
虐 待 の 類 型		身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待 介護等放棄	身体的虐待 介護等放棄
施設等の種別		地域密着型通所介護	地域密着型 特別養護老人ホーム	短期入所生活介護
虐待を行った従事者等の職種		管理者（１人）	介護職員（４人）	介護職員（１人）
虐待に対して採った措置		指定の一部の効力（新規利用者の受入れ）の停止 ３ヶ月の行政処分	指定の一部の効力（新規利用者の受入れ）の停止 ６ヶ月の行政処分	利用者の意思、人格を尊重したサービスを提供するよう努めること等を勧告

被虐待者の状況	性 別	⑱ 男性（１人）	⑳ 女性（５人）	㉑ 女性（１人）
	年齢階級	65 歳未満	85～89 歳（１人） 90～94 歳（３人） 95～99 歳（１人）	95～99 歳
	要 介 護 状 態	要介護３	要介護３（１人） 要介護４（３人） 要介護５（１人）	要介護４
虐待の類型		身体的虐待	心理的虐待 介護等放棄	介護等放棄
施設等の種別		地域密着型 特別養護老人ホーム	地域密着型 特別養護老人ホーム	短期入所生活介護
虐待を行った従事者等の職種		介護職員（１人）	介護職員（１人）	介護職員（１人）
虐待に対して採った措置		入所者の意思、人権を尊重したサービスを提供するよう努めること等を勧告	入所者の意思、人権を尊重したサービスを提供するよう努めること等を勧告	利用者の意思、人格を尊重したサービスを提供するよう努めること等を勧告

被虐待者の状況	性 別	㉒ 男性（１人） 女性（６人）	㉓ 女性（１人）	㉔ 女性（１人）
	年齢階級	75～79 歳（１人） 80～84 歳（２人） 85～89 歳（２人） 90～94 歳（１人） 95～99 歳（１人）	90～94 歳	85～89 歳
	要 介 護 状 態	要介護１（１人） 要介護２（２人） 要介護３（１人） 要介護４（１人） 要介護５（２人）	要介護４	要介護５
虐待の類型		身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待
施設等の種別		認知症対応型共同生活介護	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム
虐待を行った従事者等の職種		経営者・開設者（１人） 介護職員（１人）	介護職員（１人）	介護職員（１人）
虐待に対して採った措置		指定の一部の効力（新規利用者の受入れ）の停止 ６ヶ月の行政処分	虐待が発生した原因の究明と検討、対応マニュアルの整備・見直し等を指導	虐待が発生した原因の究明と検討、対応マニュアルの整備・見直し等を指導

被虐待者の状況	性 別	㉔ 女性（１人）	㉕ 女性（８人）	㉖ 男性（１人）
	年齢階級	95～99 歳	65～69 歳（１人） 80～84 歳（２人） 85～89 歳（１人） 90～94 歳（２人） 95～99 歳（２人）	90～94 歳
	要 介 護 状 態	要介護４	要介護４（４人） 要介護５（４人）	要介護３
虐待の類型		身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待
施設等の種別		特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設
虐待を行った従事者等の職種		介護職員（１人）	介護職員（２４人）	介護職員（１人）
虐待に対して採った措置		外部評価の実施及び虐待防止のための職員研修の実施等を勧告	身体拘束に対する考え方、行う場合の対応等の検討及び業務マニュアルの見直し等を指導	入所者の意思、人格を尊重したサービスを行うこと等を勧告

被虐待者の状況	性 別	㉗ 男性（２人） 女性（２人）
	年齢階級	85～89 歳（１人） 90～94 歳（１人） 100 歳以上（２人）
	要 介 護 状 態	要介護２（２人） 要介護３（２人）
虐待の類型		身体的虐待 介護等放棄
施設等の種別		有料老人ホーム
虐待を行った従事者等の職種		看護職員（１人）
虐待に対して採った措置		高齢者の意思、人格尊重及び高齢者虐待防止研修の定期的な実施等を指導

(参考) 令和5年度 高齢者虐待の通報・届出とその確認の状況

(単位: 件)

		養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備 考
通報・届出件数		57	594	651	
うち高齢者虐待		28	271	299	
区 分 別 内 訳	身体的虐待	19	177	196	
	性的虐待	0	0	0	
	心理的虐待	13	109	122	
	介護等放棄	6	61	67	
	経済的虐待	0	52	52	

※区分別内訳には重複がある。

3 社会的養護関係施設等

県所管の社会的養護関係施設等の従事者等による被措置児童等虐待の事実確認件数 2件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性 別	① 女性(1人)	② 男性(4人)
	年齢階級	10～14 歳	0～4 歳 (2人) 5～9 歳 (1人) 15～19 歳 (1人)
虐待の類型		身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待
施設等の種別		社会的養護関係施設	社会的養護関係施設
虐待を行った従事者等の職種		保育士(1人) 児童指導員(1人)	保育士(1人)
虐待に対して採った措置		虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告

事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 28 日

岡山市内障害福祉サービス等事業所 管理者様

岡山市保健所 感染症対策課
岡山市保健福祉局 事業者指導課

新型コロナウイルス感染症 発生時の報告について（変更）

平素より本市の保健福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和 5 年 5 月 1 日付の事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の報告についてお知らせしたところですが、取り扱いが変更となりましたので、下記のとおりお知らせします。

記

旧)

報告様式	報告先
事故報告書 (入所施設において入所者 1 名以上がコロナ陽性と判明した時点)	事業者指導課 感染症対策課
集団発生連絡票 (※のいずれかに該当した場合)	事業者指導課 感染症対策課

新)

報告様式	報告先
事故報告書 (※のいずれかに該当した場合)	事業者指導課
集団発生連絡票 (※のいずれかに該当した場合)	感染症対策課

※【基準】

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【問い合わせ先】

岡山市保健福祉局事業者指導課 障害事業者係

TEL : 086-212-1015 FAX 086-271-3010

MAIL : syou-jigyoku@city.okayama.lg.jp